

大阪の私立高校授業料無償化制度が 2019年度新入生から手厚くなります！

(2019年度入学生)

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、私立高校への進学を経済的理由であきらめることのないよう、**授業料を実質無償化する制度**を実施しています。2019年度新入生から、これまで以上に手厚い補助制度が実施されます。是非この制度を活用し、自らの希望に応じて自由に学校を選択してください。

全日制 (授業料が60万円の学校の場合)

年収のめやす ^{※1} (道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算)	授業料負担年額		
	こども一人の世帯	こども二人の世帯 ^{※2}	こども三人以上の世帯 ^{※2}
～590万円未満 (257,500円未満)	無償	無償	無償
590万円～800万円未満 (257,500円～418,500円未満)	20万円 ^{※3}	10万円 ^{※3}	無償
800万円～910万円未満 (418,500円～507,000円未満)	481,200円 ^{※4※5}	30万円 ^{※4}	10万円 ^{※4}

通信制 (1単位あたりの授業料が10,032円の学校の場合)

年収のめやす ^{※1} (道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算)	授業料負担年額
～590万円未満 (257,500円未満)	無償
590万円～910万円未満 (257,500円～507,000円未満)	1単位あたり 5,220円 ^{※6※7}

※1 表示の年収めやすは保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものであります。実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算により判定します。

※2 19歳(高校生は除く)以上は、在学者に限る。

※3 授業料にかかわらず負担額は変わりません。

※4 授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と上記負担額の合計額が負担額となります。
(授業料が65万円の学校の場合→上記負担額+5万円)

※5 授業料が60万円未満の学校の場合、授業料から118,800円を引いた額が負担額となります。

※6 1単位あたりの授業料が10,032円を超える学校の場合、その超えた額に5,220円を加えた額が負担額となります。
(1単位あたりの授業料が12,000円の学校の場合→7,188円)

※7 1単位あたりの授業料が10,032円未満の学校の場合、授業料から4,812円を引いた額が負担額となります。

補助の要件

- ①生徒と保護者(親権者全員)が大阪府内に在住していること。
- ②大阪府教育長が指定した「私立高校生等就学支援推進校」に10月1日に在学していること。
- ③保護者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(親権者全員)が、基準の範囲内であること。
(国の就学支援金を受給していることが必要です。)

注意事項

- ・補助の対象となる場合でも授業料は、一旦支払う必要があります。(後日、お通いの学校より還付または相殺されます。)
- ・入学金や教科書代、修学旅行積立金等は対象外です。
- ・入学した高等学校が定める期限までに申請する必要があります。(入学以降、学校より連絡があります。)

【お問い合わせ先】 府民お問合せセンターピピッとライン (06)6910-8001 大阪府教育庁私学課 (06)6941-0351 (代表)

【大阪府HP】 「私立高校生等に対する授業料支援について」 <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

私立高等学校等奨学のための給付金（授業料以外の教育費補助）

（2018年度の場合）

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制	通信制
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	52,600円	
2	2018年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税世帯	89,000円	38,100円
3	非課税世帯の生徒で、a・bのいずれかに該当する場合（※1※2） a 同じ世帯に扶養されている兄・姉が高校等に在学する場合 b 同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高校等（全日制・定時制）に在学していない場合	138,000円	

※この内容は2018年度のもので、2019年度は変更となる場合があります。
 ※1 年齢及び扶養の状況は、2018年7月1日時点に判断し、扶養の状況は、健康保険証の組合員氏名が保護者等（親権者）であることで確認します。
 ※2 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要であり、再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上記の兄弟姉妹に該当しません。
 ※3 保護者等（親権者全員）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大府内にある世帯で、かつ他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限る、大阪府に申請できます。

【お問合せ先】

府民お問合せセンターピットライン
 (06)6910-8001
 大阪府教育庁私学課
 (06)6941-0351(代表)

要件 保護者からの、申請手続きが必要です。

2018年7月1日時点において、次の①～④の要件を、すべて満たしている方が支給の対象となります。
 ①保護者等（親権者全員）の2018年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
 ②保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること※3
 ③生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと。ただし、2019年3月1日までに復学している場合は対象
 ④生徒が、2014年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること。2015年4月1日以降に第2学年に、2016年4月1日以降に第2・3学年に編入入学している生徒を含みます。

大阪府育英会 奨学金制度（無利子貸付 私立高校等の場合）

●大阪府育英会では、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒の方に奨学金の貸付を行っています。（保護者が大阪府民に限ります。）
 ●申し込み後の辞退が可能ですので、資金に不安がある場合はお申込みください。
 ●奨学金は貸付金です。将来の奨学生のために、必ず返還してください。（返還月額等は借入総額により異なります。）※左記は、2018年度新入生を対象としたもので、今後変更になる場合があります。

奨学資金

年取めやす※1 (市町村民税所得割額)※2	貸付限度額 (貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額)	募集期間
800万円未満 (251,100円未満)	授業料実質負担額※3+10万円 (授業料実質負担額が無償となる場合は10万円)	■予約募集 中学3年生の9月上旬～10月上旬で各学校が定める期間
800万円～1,000万円未満 (251,100円～347,100円未満※4)	24万円 (授業料実質負担額が24万円を下回る場合はその額)	■在学募集 高等学校等に在学中の4月中旬から5月上旬で各学校が定める期間

※1 父母（いずれか1人に収入あり）、子ども2人（高校生1人と中学生1人）の4人世帯の場合の一例です。（実際の額は、家族構成等により異なります。）
 ※2 市町村民税のうち前年の住民税課税標準額に応じて課税される税額（保護者合算）をいいます。
 ※3 各学校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
 ※4 2017年度以降入学の方で、市町村民税所得割額が251,000円以上304,200円未満（年取めやす800万円以上910万円未満）で府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯については、大阪府授業料支援補助金の対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となる場合があります。
 ※5 高校等入学前に、入学金等必要な資金を貸し付けるものです。進学後の貸付はできません。

入学時増額奨学資金※5

年取めやす※1 (市町村民税所得割額)※2	貸付限度額 (貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額)	募集期間
590万円未満 (154,500円未満)	25万円以内	■予約募集 中学3年生の9月上旬～10月上旬で各学校が定める期間

【お問合せ先】

在学する学校または
 (公財)大阪府育英会採用貸付課
 (06)6357-6272
<http://www.fu-ikuei.or.jp>

教育ローン

（2018年4月現在）

機関名(名称)	資格	返済期限
日本政策金融公庫 (国の教育ローン) 教育ローンコールセンター 0570-008656	保護者の世帯の年間収入(所得)が次の金額以下であること 給与所得者 事業所得者 子ども1人 790万円 590万円 子ども2人 890万円 680万円 子ども3人 990万円 770万円 子ども4人以上 コールセンターにお問合せください	15年以内 (元金据置 在学期間内可能)
貸付限度額		(貸付)利率
生徒1人につき 350万円以内		1.76% (2018.3現在)

機関名(名称)	資格	返済期限
銀行等各種金融機関の 教育ローン 例：府指定金融機関 りそな銀行の場合 0120-25-8156	20歳～66歳未満で最終返済時の年齢が 満75歳未満	
貸付限度額		(貸付)利率
10万円～500万円 (1万円単位)		4.475%(変動金利) 2018.3現在

☆利率は金融情勢によって変動します。一定の要件を満たす方には優遇措置もあります。
 ☆詳しくは、<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

※各機関によって、貸付限度額・利率等に変更がある場合がありますので、利用にあたっては各機関にお問合せください。

その他奨学金(貸付)

（2018年4月現在）

名称	資格	貸与額
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支援費) (社福)大阪府社会福祉協議会 (06)6762-9474	大阪府内に居住していること 他からの融資を受けること が困難な低所得世帯	教育支援費(月額)(無利子) 高校 35,000円以内 就学支援費(無利子) 500,000円以内
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支援資金) 子を扶養する親が居住する 市町村福祉事務所(福祉事務所の 設置されていない町村に お住まいの方は、府子ども 家庭センター)	20歳未満の子を扶養している 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 (配偶者の無い女性)(かつて母子 家庭の母だった方) なお、返済能力のある母や父、第 三者を連帯保証人に設けることで、 子ども自身が借主として貸付申請でき る場合もあります。 ※20歳未満の子が申請する場合は、 連帯保証人と法定代理人 が必要 ※返済能力を有すること	・就学支援資金(無利子) (入学時のみ) 高校私立 410,000円以内 ・修学資金 府内高校は、授業料無償の ため、貸付対象外

名称	資格	貸与額
交通遺児育英奨学金 (公財)交通遺児育英会 0120-521286	保護者等が道路における交通事故 で死亡したり、重い後遺症等で働け ないために、経済的に修学が困難な 生徒・学生(申込時25歳までの人)	奨学金(月額)(無利子) ・高校 2万円、3万円、4万円から選択 入学一時金(無利子、一年生時のみ) ・高校 20万円、40万円、60万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 0120-77-8565	保護者等が病気や災害(道路におけ る交通事故を除く)、自死(自殺)など で死亡、または著しい障害(1～5 級)を負い、教育費に困っている家 庭の生徒・学生	奨学金(月額)(無利子) ・高校(私立) 30,000円 入学一時金(無利子、予約採用に限る) ・高校(私立) 300,000円

※各機関によって、貸付限度額・利率等に変更がある場合がありますので、利用にあたっては各機関にお問合せください。
 ※大阪府内各市・町に、奨学金・入学資金の貸付・給付の制度がある場合があります。詳しくは、お住まいの自治体にお問合せください。

他府県にお住まいの方の授業料軽減補助金

〔兵庫県〕2018年度(新1年生のみ)

所得区分	市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算額が非課税	市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算額が85,500円未満	市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算額が257,500円未満
軽減金額(年額)	25,000円	23,750円	13,500円

《お問合せ先》兵庫県企画県民部管理局私学教育課 TEL 078-341-7711(代表)

〔奈良県〕2018年度

所得区分	市町村民税所得割額が非課税又は51,300円未満	市町村民税所得割額が51,300円以上138,900円未満
補助額(年額)	27,000円	20,000円

《お問合せ先》奈良県地域振興部教育振興課私学係 TEL 0742-27-8347(直通)